

平成18年度 第6回官業民間開放WG 議事概要

1. 日時：平成18年11月8日（水） 14：50～17：15

2. 場所：永田町合同庁舎2階第2共用会議室

3. 議題：独立行政法人等の見直し等に関する各省庁ヒアリング

(1) 日本学生支援機構

(2) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(3) 労働政策研究・研修機構

4. 出席者：【規制改革会議】

鈴木主査、草刈副主査、原委員、安念専門委員、大橋専門委員、翁専門委員

(1) 日本学生支援機構

【文部科学省】

高等教育局学生支援課 課長 村田 善則

同 課長補佐 根来 恭子

同 課長補佐 松谷 治

同 課長補佐 阿部 正一

高等教育局学生支援課留学生交流室外国人学生指導専門官

大西 真次

(2) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【国土交通省】

鉄道局財務課 課長 櫻井 俊樹

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 企画調査部長 小橋 雅明

同 経理資金部長 後藤 洋志

同 施設管理部長 安藤 憲一

同 鉄道助成部長 岡田 光彦

(3) 労働政策研究・研修機構

【厚生労働省】

政策統括官付労政担当参事官室 労政担当参事官 川口 達三

労働政策研究・研修機構 総務部長 畑中 啓良

同 研究調整部長 小山 浩一

同 労働大学校副校長 内野 淳子

【規制改革推進室】

岩佐企画官 他

5. 議事録：

(1) 日本学生支援機構

鈴木主査 それでは、第6回官業民間開放WGを開催します。

最初に、文部科学省から日本学生支援機構について第2回目のヒアリングを行いたいと思います。時間としましては15時35分までを予定しておりますので、最初に説明を10分ほどでいただいて、修文内容についての御説明及びこちらから質問を出しております場合にはその御説明をお願いしたいと思います。では、どうぞ。

村田課長 学生支援課長の村田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

いただいております答申原案につきまして若干の修文のお願いをさせていただいておりますので、概要の御説明をさせていただきます。

配布されております資料の4ページ以降で、具体的にその理由と修文のお願いの文章を对比させた形で御説明しておりますので、そちらをお願いいたします。4ページでございます。

1つは、奨学金貸与事業は政策金融類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているかという部分でございます。この部分につきまして、修文案にございますように「機構が国の教育施策の一環として」ということを加えていただいて、「一方では政策金融機関類似の業務という考え方もあり」という形に是非修文をお願いしたいということでございます。

理由といたしましては、日本学生支援機構の奨学金貸与事業はこれまでも御説明申し上げておりますとおり、憲法や教育基本法の規定に基づきまして教育の機会均等を実現するという教育政策でございまして、公益的見地から実施されていることを踏まえる必要があるということで、この件につきましては本年4月の衆議院の行政改革に関する特別委員会でもやはり与党の委員から、この奨学金事業についてはなかなか民間では代替できない部分があるのではないかと。そういうことも踏まえて見直しを行うべきであるという御質問に対して前の小坂大臣でございますけれども、これは教育の機会均等を達成するために民間では代替できない。国が責任を持って行うべき教育政策であるとした上で、融資業務の見直しに当たっては効率的な事業の実施を念頭に置きつつも、奨学金事業の趣旨や重要性をしっかりと踏まえて対応してまいりたいということで国会で御答弁申し上げておることもございますので、是非その点につきましては趣旨をお含みおきいただきたいということで修文のお願いでございます。

次に5ページで回収率について言及している部分でございますが、平成17年度におきます要回収額に係る回収率は78.2%にとどまっている云々ということでございます。これにつきまして修文をいたしたいお願いとしては、近年の回収努力により平成16年度の77.9%から着実に向上しているが、回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、という形に是非修文をお願いしたい。これにつきましては、近年回収の努力を続けておきまして、当年度の返還分で言うと92.4%から93%、それからこちらに引いていただいておりますような全体の回収率でも77.9%から78.2%ということで向上しておりますので、そのことは是非御評価をいただいて、その上でさらなる向上ということで修文をお願いできればと思

っている次第でございます。

次の6ページは、回収業務の全面的な民間委託や市場化テストの導入ということでございます。この部分につきましては、「業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進める」ということでの御修正をお願いしたいということでございます。

趣旨といたしましては、奨学金の回収業務につきましては貸与した学生に対して、例えば上級学校に在学を引き続きしているとか、あるいは病気ですとか、失業ですとか、そういった場合には返還を猶予する、あるいは高度障害を負った場合、死亡した場合等については免除の制度があるということで、教育の政策の一環として教育的な配慮の下に行われていることがあるわけでございます。

また、家計支持者の所得の低い学生から優先的に採用しているということもあります。もう一つは返還の期間でございますけれども、これが15年から20年ということでもかなり長期間にわたるといふ事情から、回収業務にかかるコストが高くなるということもあります。一方で、先ほど申し上げた長期間にわたって小口の債権を多数管理するという性格もございまして、民間の金融機関でこの部門を確実に継続的、長期的に実施するのはなかなか困難ではないかということから、回収業務の全面的な民間委託、市場化テストの導入につきましては困難ではないかと考えているところでございます。

しかしながら、当然その返還金をきちんと回収するということは重要なことでございますので、これにつきましては大学に協力を得ながら返還中の在学中の奨学生に対する指導でございますとか、特に延滞者からの回収の強化につきましてはここ数年で法的措置の拡充で昨年が4,500件、今年が1万件を予定、来年は是非2万件を目標ということで、法的措置の強化もしておりますし、来年度からでございますけれども、新しくコンビニ、ATM等を活用した返還方式を導入したいということで、利便性の向上を図りさらなる回収努力を続けていく。こういった業務につきましては積極的に民間回収業者の回収ノウハウを取り入れて、民間委託も積極的にしておりますので、そういったことで積極的に民間委託を進めさせていただきたい。

ただ、全体的に先ほど申し上げたような事情があるということと、もう一つは民間にお願いする場合はコストがかかるわけでございますので、どういうやり方をすれば一番効果的な回収の率が上がるということも踏まえながら、積極的に民間委託を進めさせていただきたいということでの修文のお願いでございます。

7ページですが、今度は貸付けの関係でございます。融資の業務でございますけれども、いただいている原案では奨学生の適格性の認定手続については学校長からの推薦をほぼそのまま採用している運用となっており、審査機能が十分に果たしているとは言い難い。したがって、直接行う融資業務に関しても民間開放を一層推進する観点から民間に委託をするということでございます。

これにつきましては質問に対する回答でデータをお出ししておりますけれども、採用手

続については学校長からの推薦に基づいて決定している。それは事実でございますけれども、その場合、大学から推薦された基準が適切であるかどうかということは日本学生支援機構において審査をしているところでございまして、平成 17 年度も審査で否認をした件数がトータルで言うと 1,000 件、枠を超えているというのも含んでいる数字でございますけれども、一部基準を満たしていないものもあるわけでございます。

そういったことで、全体の数から見れば確かに少ないというのは事実でございますけれども、ただ、少ないから審査をしていないということではあり得ないわけでございまして、少ないと言ってもやはり基準を満たしていないものがある。それは奨学金事業の先ほど申し上げた性格から言えば、日本学生支援機構で責任を持って判断する必要があるということです。ですから、原案でいただいたように件数が少ないから審査機能が十分に果たしているとは言い難い。したがって、融資業務に関しても更に民間委託市場テストということであれば、そこは必ずしも少ないから日本学生支援機構が審査を果たしていないとは言えないのではないかということで修文をお願いしたい。

修文をお願いする内容としてはアンダーラインが引いてございますけれども、採用手続において学校長からの推薦に基づき採用は決定しているけれども、その際、奨学金貸与事業の趣旨にかんがみて引き続き適切な審査を行うべきであるということをお願いをしたいと考えている次第でございます。最後でございますけれども、今度は学生生活支援業務につきましても答申の案文でございます。こちら基本的にはいただいた趣旨を踏まえて対応させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、書き方としてニーズの対象者、つまり学生生活支援業務でございますので学生ですとか、あるいは大学の学生指導担当者、そういった「対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているか明らかにされていない。したがって」ということで書いてございますけれども、ここは修正理由でも書かせていただいておりますが、日本学生支援機構におきましても特に独立行政法人となって以降は当然独法のスキームの中で学生生活支援に関するニーズというものをアンケート等で把握をしている。本当に日本学生支援機構として信用すべき事業なのかどうか。大学で既に定着しているのではないかとことは吟味している状況でございます。そういった意味で来年、研修事業を整理統合するとか、あるいは体験ボランティア、学生ボランティア活動セミナーについては廃止をするということもいたしておりますし、今後もそういった形でニーズを適切に把握しながら、本当にその重点的なものについて支援していくということにさせていただきたいという意味で、文章の修文としては、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、大学等の自主的な取り組みを促すための支援という観点から業務を厳選する。そして、必要性の少ない事業については統合や廃止などを検討するという形で是非修文をお願いしたいという趣旨でございます。

修文のお願いについての御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、御意見のある方はどうぞ。

翁専門委員 最初に 4 ページで、「国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事

業」というのはもちろんそれでいいんですけども、「政策金融機関類似の業務という考え方もあり」と書いてあるんですが、これは「考え方」ではなくてまさに金融業務そのものであり、だからこそう回収とか保証とか、その仕組み自体をもっときちんと審査もやって回収率を上げていきたいと思いますという考え方をしているのですが、この認識そのものところは「業務という考え方」ではなくて「業務であり」というふうに金融であるという認識を持って進めていただきたいということをまず申し上げたいのが1つです。

それから7ページのところで、この奨学金貸与事業そのものについて回収率がこれだけ低いという状況は抜本的にいろいろな問題を改革していかなければならない面が多いと思うんです。日本学生支援機構の審査ということだけではなくて、例えば連帯保証の仕組みで財団法人がありますね。そこ自体もきちんと審査というか、その体制をとっているのかどうかとか、そういう審査、保証の体系自体をもう少しきちんと見直すという観点を入れていただきたい。引き続き適切な審査を行うべきであるということだけではなく、もっと抜本的に回収率を上げる方策というものを、「適切な審査」というところだけでなく、体制そのもの見直しも是非やっていただきたいと思うので、そういうところをもう少し踏み込んでお書きいただければと思います。それが私の意見です。

鈴木主査 ついでに付加させていただくと、今の7ページは日本学生支援機構は何もやっていないのではないという文章で、今後も何もやっていないのではなくて適切にやる、ただ少ないだけだということを言っておられるけれども、こちらが投げ掛けているのはそういうことではなくて、そういう日本学生支援機構がやっている審査を民間でやる。民間に開放するということを問うているわけですから、一生懸命やりますというのはこの質問に対する答えにはなっていないということについても合わせて説明してください。

原委員 それから、とても簡単なことですが、5ページの回収率の話ですが、78.2%になったのが77.9%から着実に向上という面にはならないと思うんです。77.9%から78.2%というのは0.3%ですからひょっとすると誤差の範囲内なのかもしれませんから、やはりここも元の表現に戻していただきたいと思います。

草刈副主査 私も全く同じことを思ったんですけども、0.3%ずつやっていると5%やるのに何年かかると思いますか。「着実に」と図々しくというか、よく言いますねという感じで、これはみっともないからやめた方がいいです。笑われますよ。

村田課長 まず最初の御質問で政策金融類似の業務という考え方ですが、この点については表現ぶりの話として確かにそういう側面もあると思います。

それで、私どもが一番お願い申し上げたかったのは、むしろ最初の「国の教育施策の一環として」というところは是非表現をさせていただきたいということでございますので、その後の方の文章の書き方については御指摘の趣旨を踏まえて少し検討させていただければと思っております。

鈴木主査 「という考え方もあり」は削ってもいいという意味ですか。

村田課長 「と側面もあり」とか、それぐらいで。

翁専門委員 金融だからこそこういうことが必要になってくるわけですから。

村田課長 それから、7ページのお話でございますけれども、1つは翁先生からお尋ねがあった連帯保証人、つまり回収率を向上させるための仕組みについて検討すべきではないか。確かに、私どもとしてもここは重要な課題であると思っております。ただ、それは貸与の在り方ということももちろんあるわけでございますけれども、審査の在り方の中でどういう形で人的保証あるいは機関保証の問題について考えていくか。これは一方では先ほど申し上げましたとおり、経済的困難を抱える学生の方にお貸しするという大前提があるわけございまして、その中でどういう形で合理的な審査ができるのか、やり方があるのかということについては更に検討させていただきたいと思っております。

ここは正直言ってなかなか頭の痛いところでございまして、一方では経済的困難な方に優先的に貸すという大前提があって、一方ではもちろん回収をきちんとしなければいけない。回収で戻ってくるように貸さなければいけないということがありますので、そこをどう折り合いのつく形で制度設計ができるか。先ほどの機関保証というのもその一つのスキームではございますけれども、それはもちろん確かに万全なものではございませんので、その機関保証の妥当性についても見直しの中でも御指摘いただいておりますとおり、今の状況を見ながら更にそれが適切なものかということを引き続き検証していかなければいけないという御指摘は誠にごもっともだと思いますので、その点是对応を考えなければいけないと思っております。

それから、鈴木先生からお話があった、そもそも貸与業務について民間委託等についてはどうなのかということでございます。奨学金の貸与の議論そのものについては、先ほど申し上げた大前提として教育の施策の一環として、1つは一般の教育ローンの中では必ずしも家計基準だけではなくて学力の要件も課しておるわけございまして、そういった家計基準と学力要件を満たしているかどうかということ判断する。それは先ほどのお話にもございましたとおり、当該大学においてそういう基準を満たしているかどうかということを見させていただいて、それで日本学生支援機構に推薦をしていただくというスキームになっているわけでございます。

そういう意味ではかなり大学の御協力をいただきながら、もう一つは大学からもこういう基準はどうか、あるいはこういうところは基準に該当するのかという問合せも当然あるわけでございます。そういう意味では、奨学金の執行については採用計画の策定、推薦内示数の決定、あるいは推薦にかかる業務、それから実際の推薦の基準を作成する。あるいは、実際に具体的にその基準について満たしているかどうかを確認する。そういった作業については、すべて大学との協力関係において成り立っている仕組みでございます。それは、日本育英会が公的な存在として実施をされていて、それを引き継いでやっているということで、やはり公的な機関が責任を持ってそれについては対応するから、大学としてもそういう業務について全面的な協力をするということがあるわけでございます。

そういったことを考えると、それをすべて民間の例えば銀行あるいは消費者金融の会社

に委託をして、ただ基準だけ示せばそれで大学の協力が得られるであろうというのは少し私どもとしてはどうなのかなと。実際には、公的機関が責任を持ってやっている、あるいは基準を示して相談に乗っているという部分があるからこそ、奨学金貸与事業の一番基本の基準に該当するかどうかをまず大学の方で判定していただいて推薦を挙げていただくということを大学の全面的な御協力の下にやっていただけるという仕組みがございます。その点につきまして、すべて民間に日本学生支援機構から委託をして、銀行なり消費者金融の会社がやればいいじゃないかというのは、現実的な問題としてそうした場合に大学の協力が得られるかどうかという意味ではかなり難しいのではないかと考えている次第でございます。

安念専門委員 大学に御協力いただくのは非常に簡単だと思います。協力しなければ貸さないと言えればいいんです。簡単だと思います。私はそれ以外のディシプリンの仕方はないと思います。協力しなければ不利益を与える、あるいは回収率を向上させるのも同じことです。例えば弁済能力に不安があるが、なお貸してほしいと大学がもし言うのであれば、それならばおまへの学校法人で連帯保証しろと言えればいいんだと思います。そうすると大学は必死で審査します。自分が払わなくてもいいものについてまじめに審査する人間なんて世の中にいません。

村田課長 そこは、結局今の仕組みの中では、本来であれば完全に日本学生支援機構の奨学金の世界であれば、大学でなくても日本学生支援機構が全部やるようなことをある意味で大学に肩代わりしてもらっているという部分がありますから、そういう部分というのは大学が公的な存在である日本育英会あるいは日本学生支援機構であるから、ある意味では協力をしているんだと思います。

安念専門委員 スキームはいいんです。スキームは日本学生支援機構さんでおつくりになり、最後に束ねるところは職員が仮に3人とか5人しかいなかったとしても、それはそれでいいです。仕事は全面的に民間委託しても何の問題もないでしょうということを最前から申し上げているわけで、今回も仕事そのもの、オペレーションそのものを民間に任せるとは困るということについての理由は残念ながらお教えいただけなかったような気がします。

村田課長 オペレーションそのものというのは、つまり。

安念専門委員 審査し、回収することです。

村田課長 審査し、回収を全部民間に委託するということですか。

安念専門委員 もちろんそうです。

村田課長 実際に銀行なり金融機関がそういう基準を適切に運用できるかどうかということはわからないわけございまして、どういう基準で、これはまさに先ほど申し上げた教育政策の。

安念専門委員 基準をつくれれば、少なくとも都市銀行ならばできるでしょう。御存じだと思いますけれども、大都市銀行の人というのは何だかんだと言ってもなかなか優秀なも

のですよ。

村田課長 それはもちろん優秀でないと申し上げているわけではないんです。ただ、銀行は一方ではビジネスとしてやられるわけですし、実際にビジネスとしてやられる場合には当然ビジネスとして利益を得られなければ参入できない。

鈴木主査 これは銀行自身は委託を受けるわけですから、公的機関がというようなことをおっしゃったけれども、まさしくその責任を持ち、その権限を持つのは公的機関です。その公的機関が事務をやってくれということを銀行なり、その他の者に委託するだけのことで、委託のときに受託者の方法でやってくれという丸投げも、それはそれだけ信用できるのだったらよいでしょう。

しかし、そうはいかない。今までの経験もあって、こういう基準で審査をしてくれということをお示しになるのが通常でしょう。そうしたら、その金融機関はその基準に従って判断をするということですから、別に矛盾する問題ではない。

それから、我々は何を言っているのかというと官業の民間開放ということを議論しているわけですから、官業はしっかりやってくれ。これももちろん言いたい。言いたいけれども、そうではなくてもう官業ではなくて民に渡してくれということを行っているのですから、そもそもそこですれ違ってらっては我々は何をやっているのかよくわからないことになりますから。

大橋専門委員 受託者をだれにするかというときは、当然入札で審査するわけですね。だから、課長が御心配のように受託者である銀行などが、これはやれるのかどうかという御心配で民間委託はできないとおっしゃっているんだけど、そこは審査をしてできる人に受託をさせるんですから何の心配もないと思います。

村田課長 その辺りは仮に御指摘のとおり形でスキームを仕組むとすると、アメリカでやっているようなスキームもあります。これは民間の金融会社にその事務をやらせて、連邦政府がそれに対する利子補給と、それから貸し倒れのときに保証するという制度をアメリカの場合の教育ローンでは取ってしまっていて、それから後からできた連邦政府が直接やるローンと併存しているわけでございます。

その場合、では民間に委託してその債務保証をすとか、先ほどおっしゃったようなスキームにかなり近いと思うんですが、そういうふうにした方が本当に効率的かというのはかなり実は疑問があるところございまして、資料の中でも一部言及しておりますが、アメリカの会計検査院の報告の中で連邦政府が直接ローンをやる方式と、それから民間銀行に利子補給あるいは債務保証を付けてやる場合とコストを比較しているレポートがございます。それで見ると、必ずしも銀行でやらせた方がコストが安いということはないというアメリカ会計検査院のレポートが出てございます。

翁専門委員 これは基準を満たしているかどうかの審査ということですね。ですから、そのマニュアルにのっとってその大学がきちんとした審査をしているかどうかをチェックする書類の審査ですね。そういう事務というのは民間に委託できるものではないんですか。

マニュアルで見ればいいというものですから。

村田課長 必ずしもすべて条件をインプットしたら自動的に答えが出てくるわけではございませんで、そういうものももちろんありますけれども。

安念専門委員 それは住宅ローンも同じです。

村田課長 それはちょっと住宅ローンと違って、最終的には教育政策の一環として教育上の配慮の下に決定をします。

安念専門委員 それを言うならば、住宅ローンだって住宅政策の一環として例えば税の減免があるわけですから、それは同じことです。そんなに御心配にならなくても。

翁専門委員 それから、安念さんが先ほどおっしゃったように、大学にもっと審査でリスク負担をさせればそこで連帯保証をとということで、大学によってかなり回収率も違うわけですね。ですから、そこで一定の責任を審査に対して負わせるというような形にして、そしてこの審査の事務を民間委託する。いろいろな民間委託の考え方はあり得ると思うので、そういう観点からきちんと国としてそれをモニタリングし、監視し、教育政策の観点から誘導するというは何も変わらず、そういった事務とか、より責任のある体制とかを民間、または大学に取らせるというようなやり方で改革するということを検討できないのでしょうか。

村田課長 先ほどの大学の回収努力につきましては、今でも先ほどちょっと申し上げましたが、推薦の枠というものは各大学に配分をしているわけですが、その枠の配分に当たっては、それが全部の要素ではないですけれども、一つの要素として回収率が低いところはその率を下げるということもやっております。そういう意味では、我々も大学の回収努力を促すという努力はやっているわけですが。

翁専門委員 そういった何かコストが出たときの保証を大学の方にゆだねるという考え方もあるんじゃないですか。

村田課長 そこは考え方として、大学にどこまでその責任を負わせるべきなのかということはあると思います。大学も確かにメリットを受けているというのは事実でございますけれども、ただ、一方で最終的には奨学金というのはあくまで学生個人に対する支援でございますので、それをどこまで大学に責任を負わせるかということは単純には言い切れません。つまり、全部を大学の責任に負わせて一定以上デフォルトして大学にはもう貸さないよと。それは大学が被害を受けるだけではなくて大学に入ってきた学生まで被害を受けるわけですので、それはなかなか単純な話にはいかないと思います。

ですから、学生に類を及ぼさないようなやり方でどういう形で大学に責任を持って回収していただけるか。そのところは確かに今御指摘いただいている部分も含めて、それはいろいろアメリカでも工夫をしているようでございますので、回収率の向上のために大学により一層責任を持っていただくということは考えていく必要があると思います。

草刈副主査 さっきちょっとお話がありましたけれども、アメリカの例をお出しになつていて、自治体なり国がやっているものと民間の銀行がやっているものを比較してみた場

合、やはりコストが銀行の方が高いというなお話がありましたね。だから、それこそ、そんなに自信があるのならば市場化テストでやってみようじゃないかというふうにおやりになったらいかがでしょう。

さっき、コストはそちらの方が安くなるとおっしゃったでしょう。確かにそうかもしれない。それだったらやってみたらいいんじゃないですか。

村田課長 私どもコストの問題だけで申し上げているわけではなくて、先ほど申し上げたのはコストの面でも必ずしも銀行にゆだねるのがすべて効率的とは限らない。

ただし、申し訳ございませんが、それだけで申し上げているわけではなくて、大前提として先ほど申し上げた大学との協力とか、あるいは大学に対する返還をもっと意識を向上させてくださいとか、そういう指導をきちんとしていかなければいけないわけですので、そういった大学に対する教育的な指導の部分まで、銀行の能力が高いというのはもちろん私ども全く否定するわけではないですし、そこは認めるわけですが、ただ、大学に対する教育上の配慮とか、学生に対する指導というところまで銀行にお願いできるのだろうか、銀行が責任を持ってやれるのだろうかということになると、なかなか難しいのではないかと思います。

草刈副主査 民間委託にしても何にしても、大学との関係等々についてはやはり依然として機構が責任を持ってサポートしていくということが大前提ですよ。そういう形でやればいいし、学生が、学生がおっしゃいますが、基本的にはこれは税金ですから、それが80%も借入れができていないというのは非常に問題だと思うんです。ですから、社保庁ではないですけども、それを民間にやらせてみる。社保庁の場合にはいわゆる不戦敗市場化テストになっちゃったんだけれども、もしそうではないとおっしゃるのならば市場化テストをやってもいいし、あるいは民間に委託を素直にというか、ストレートにおやりになってもいい。

とにかくどうも伺っているとできるだけ日本学生支援機構の中で全部やりたいという色が濃いんだけれども、さっき鈴木さんがおっしゃったように、民間に開放してそこで効率を上げていくというのが我々の視点で、あるいはそれがまさに官から民へという話ですから、余りヘジテートしないでやってみたらいいじゃないかと思うんだけれども、どうしてそんなにこだわるんですか。わからないです。

村田課長 おっしゃるとおりで、私ども日本学生支援機構が万能だとか、日本学生支援機構で全部やろうとか、そんなことは思っておりません。

草刈副主査 調子のいいことを言っているけれども、実は余りやりたくないということが書いてありますね。

村田課長 そういう意味では、私ども回収業務については積極的に民間委託を導入しておりますし、これからもコストの問題を考えながら積極的に包括的な委託も含めてやっていこうということで考えております。

ただ、先ほど申し上げた貸与業務につきましては、やはり継続的、安定的にこういう業

務をやっていかなければいけない。それからもう一つは、民間の企業が先ほど申し上げた教育的な指導がどこまで本当にできるんだろうかということを考えると、貸与業務について全部を銀行にお任せすればそれでうまくいくんだと言われると、私どもとしてはそこは疑問が残るということでございます。

安念専門委員 回収については市場化テストをやる。導入でよろしいですか。費用対効果の検証を踏まえつつお書きになっているから、まさに費用対効果の検証を市場の公開の場で厳密にやろうという話だし、回収業務はそれでいいとおっしゃるんだからいいんじゃないですか。

村田課長 回収につきましてもすべてと言っているわけではなくて、先ほど申し上げた上級学校に引き続き在学するとか、あるいは病気であるとか、そういった場合については返還を猶予するとか免除するという教育上の配慮があるわけございまして、そういった配慮というものは適切に行わなければいけないということが1つあります。

それからもう一つは、回収につきましては15年から20年とかなり長いスパンで、それは継続的にそれこそ回収をしていかなければいけない。ですから、例えば市場化ですとかそういった形で民間の会社に丸投げして本当にその継続性が担保されるのだろうかということからすると、長期的、継続的にそういう業務が。

安念専門委員 それは御心配ないです。住宅ローンは35年ですよ。その間ずっとにらみつけて少しずつ返させていくんですから、15年なんか全く御心配ない。

村田課長 学生の奨学金の事業につきましては先ほど申し上げたように長期間にわたって小口の債権を多数管理する。それから、教育上の配慮があるというわけでございますから、そういった業務についてまるごと投げてしまうというのは。

安念専門委員 後ろの人は、住宅ローンとは違うと言いだだけだけれども、どう違いますか。債権回収のオペレーションのことを私は申し上げているんです。

文部科学省 貸付けの金額のところですが。

安念専門委員 コンピュータで管理しているんだから同じですよ。小口だというならば、住宅ローンだって銀行の大資本から見ればすごい小口の債権なんです。

文部科学省 そちら辺のところは奨学金は非常に小口の債権で。

安念専門委員 銀行から見れば、住宅ローンの一件一件の債権だって小口なんです。それを長期にわたって行っているんですから、それと何も変わりません。

村田課長 でも、住宅ローンと比較すれば額的には極めて小口のものとして。

安念専門委員 どちらにしても、そんなに回収にべらぼうなコストをかけられないという点では同じことなんです。

村田課長 そういう意味では、業者がくるくる変わるかもしれない。先ほど申し上げた長期にわたってきちんとその債権を管理していかなければいけないという責務があるわけですので、委託業者が何年か置きにくるくる変わる。あるいは、徹底するかもしれないという状況で本当に丸投げができるのかと言われると、少し。

安念専門委員 東京三菱銀行がそういうことをすると思いますか。それならばあなたたちの規模だって同じことです。政治情勢で、どこで変動するかはわかりはしません。それは、同じことです。

村田課長 ただ、日本学生支援機構の場合は法律によって直接設立をされて。

安念専門委員 法律というのは国会が変えることなんだから変わるかもしれません。それは同じことですよ。

村田課長 国会が変える場合と民間会社の場合とは少し……。

安念専門委員 だから、どちらかはわかりません。東京三菱銀行とこの法律とどちらが寿命が長い。そんなことはわかることではないでしょう。東京三菱銀行は100年もあるんですよ。この法律は何年ありますか。そんなことはわかりはしません。

村田課長 ただ、それは少なくとも国民の意思として国会の法律によって整備された。

安念専門委員 ですから、国民の意思として委託できるようにすればいいじゃないですか。

村田課長 それは、何かお話としては。

草刈副主査 随分心配されているようですが、この隣に市場化テスト何とか管理委員会というのがあって。彼らがそれに委託するに足るかどうかという審査を必ずやるわけですから、その辺を御心配になることは全くないし、もしそれが不的確であれば彼らは当然はねるわけですから、それで心配は要らないかと思います。

大橋専門委員 返還金というものも今の状況だとかなり低い回収率で、そういう状況の中で返還金の確実かつ安定的な確保というのは何よりもこの日本学生支援機構にとっては重要な課題なわけで、その課題解決に向けていろいろチャレンジされたらいいと思うんです。その一つとして、市場化テストもやってみられたらどうですか。腰が引けた後ろ向きなものではなくて。

村田課長 回収業務につきましては先ほど申し上げましたとおり今でも民間委託をやっております。その場合は随意契約もありますけれども、ほとんどは一般競争入札でやっております。そういう意味からすれば、私どもは回収業務についてはこれからも教育上の配慮が要らない部分、日本学生支援機構でやる必要がない部分についてはどんどん一般競争入札でやらせていただく。それは別に否定しているものではなくて現実にそういうことになっていますので、その点につきましては腰が引けているということは必ずしもないかと思います。

大橋専門委員 民間委託を既にやっているということですか。

村田課長 回収につきましては、民間委託を積極的に導入しております。

草刈副主査 どのぐらいのパーセンテージをやっているんですか。具体的に何社くらいですか。

村田課長 これは項目によって違っています。

草刈副主査 おしなべてということではどうですか。1件、2件やっているとか、そうい

うことではなくて。

村田課長 そういうことではありません。

翁専門委員 電話督促とかが中心なんじゃないですか。

村田課長 電話督促もありますし、今年度から電話督促だけではなくて夜間訪問ですとか、個別の債務者との折衝ですとか、そういうことのパッケージの委託も試験的に導入しております、それも先ほど申し上げた結果を見ながら、費用対効果を見ながらどんどん拡大していくということを考えておりますが、それは一般競争入札でっております。

鈴木主査 国のやることは何かと言ったら、国の基本政策に関わることの立案、実行ということに限って、定型的な事務的なもの、それはそう言い出したら何でも完全定型で子どもでもできるというようなものではないものがあるのはわかります。しかし、ほぼ定型的なもので事務的なものというのは、官がそれに対して権限を持ってやるという仕組みを変える必要がある場合もあるが、変えなくてもよろしい場合もあります。

しかし、その実行者が国家公務員あるいはそこに準ずる者でなくてはならないという考え方はやめて、それとイクイバレントな民間がいるならばそれにやらせましょう。これが官業の民間開放ということで、4年も前から定着して閣議決定を何回も受けてやってきている方針です。対象も百二十幾つありますから一回それを見ていただきたいのです、どういうものが民間開放されているか。そうしたら、これがどうして今まで残っていたのだという感じがむしろするでしょう。したがってこのところで費用対効果だとか、幾つかの条件を付けないでください。最後になるとあの条件、この条件ということを使うから、これは開放という言葉を使っていますが、素直に積極的に民間委託を進めるべきだと思います。

それから、当然それに伴って次の融資業務についても委託をしてください。民間開放してください。これからは自分たちで一生懸命にやりますということはもう言っている時期ではありません。信用できる相手だということを前提にしているわけです。

ということで、細目は詰めさせていただきますが、この次は同じことを余り繰り返さないようお願いしたいと思います。

村田課長 同じことは繰り返しません。ただ、融資業務につきましては先ほど申し上げた考え方は私どもとしては維持をさせていただきたいと思っております。

それから、回収業務につきましてはもちろん条件云々はありますけれども、基本的には積極的な民間委託というスタンスは持っております。あとは、教育上の配慮が必要なものについては配慮させていただきたいということでございます。

草刈副主査 1つ聞き漏らしてしまっただけですけども、さっき小坂大臣がおっしゃったというのは何でしたか。

村田課長 行政改革に関する特別委員会で与党の議員から、政策融資の見直しに当たっては配慮すべきこともあるのではないかと。その一つの例として言えば、日本学生支援機構の奨学金というのは民間では大体できない部分を担っていると。

草刈副主査 そういうことを小坂さんがおっしゃったと。

村田課長 そういうことを委員が質問されて、それに対して先ほど申し上げたように小坂大臣が御答弁をされたということでございます。これは今年の行政改革に関する特別委員会で行革関連法案を一括審議するときにそういうやり取りがございました。

草刈副主査 大臣が変わるところと変わったりしますけれども。

村田課長 今の伊吹大臣も全く変わっておりません。

ちなみに、奨学金につきましては前の小泉総理も自分の内閣で、病気とかお金がないから学校に行けないということはないと。

鈴木主査 それではちょうど時間もきましたので、今日は御苦労様でした。

(2) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鈴木主査 それでは、国土交通省から鉄道建設・運輸施設整備支援機構についてお話を承りたいと思います。

先回、私どもに対して御意見を頂戴しておりますので、その御説明あるいはその後御質問をさせていただいていることに対する御説明を10分程度でやっていただいて、その後に質疑をさせていただいて16時25分ごろに終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

櫻井課長 よろしく願いいたします。私どもの方で、今日は1枚こういう大きい紙を用意させていただいております。この趣旨は今、答申原案という形でお示しいただいておりますけれども、この中で資産の圧縮あるいは債権の早期回収といったようなことが中心に案文を提示されておまして、いただきました第2次の質問も同じように債権の早期回収ということで、期限前返済ですとか債権の証券化といったものについての具体的施策ということで指摘をいただいているわけでございます。

私ども、是非今日御説明させていただきたいのは機構の役割でございますけれども、債権の回収というのは機構が行わなければならない債務の償還ですとか、国鉄の年金費用の財源の確保といったものの手段でございます。ですから、この債権の回収の議論という中で機構の一番大事な機能であります、ちゃんと債務を返済する、国鉄年金の財源を確保するというところに穴が空くことになってしまった場合、それは大変問題である。

更に、その穴というものを国民負担で埋める、あるいは鉄道事業者の負担で埋めるということになりますと、これはまた問題ではないかということございまして、今日はこの1枚紙をもちまして鉄道・運輸機構がいかに関係を中心に債権関係ができていくかということを中心に御説明させていただきたいと思っております。

鉄道運輸機構につきましては割賦債権が2兆円、5兆円という形で説明させていただいております。上の段は2兆円の債権でございます、これは第1回目のときに御説明させていただきました小田急などの複線化事業といったものにつきまして鉄道運輸機構が建設

し、それを譲渡したものでございます。この表の真ん中辺りに鉄運機構の用途でございませぬけれども、この2兆円につきましては民鉄線の建設のときに調達しました財投、民間借入金といったものの債務の償還でございませぬ。この債務の償還をきちんとやるために、毎年の債務といったものを支払期間の中で計算をする。それを譲渡収入という形で鉄道事業者に対して請求をするという流れでございませぬ。ですから、債務が中心で流れていくというところでございませぬ。

この債務も実は非常に複雑なものでございまして、本日第2次の御質問の際に提出させていただいております資料に別紙という形で付けさせていただいております。表紙に黄色い色がかいてあるものでございませぬが、これは前回提示させていただきました民鉄の割賦債権一覧でございませぬ。前は鉄道事業者ということで書いてございませぬけれども、実際は大変本数が多いわけございまして、債務残高の多いものだけを例示として次のページ以下に説明してございませぬ。例えば小田急電鉄という一つを取りましてもAからKまでといったもので非常に本数があるわけございませぬ。まず債権につきましてはこのように鉄道の線区ごとに非常に細かい張り付けになってございませぬ。これがまず1点です。これは別紙2でございませぬ。

2枚めくっていただきまして別紙3以降はその借り入れしている先ということで、財投ですとか民間借入金といったものがございませぬ。それぞれ利率も違ひませぬし、返済期限も違うということでございませぬ。別紙3はいわゆるボンド、鉄道運輸機構が発行している債券でございませぬ。これも毎年のように借りているということでございませぬ。

その結果どうなるかと申しますと、最後の別紙4ということで、色刷りの資料を用意させていただいております。これは、先ほどそれぞれの建設の鉄道の線区単位に債権ができて上がっているというふうに申し上げましたが、線区ごとにどういうふうな形で債務がぶら下がっているかということをお説明するために用意いたしました資料でございませぬ。このように小田原線の2Hという区間につきましては上の方から財投、これは新規の分、借換えの分、民間借入、そしてボンドといったものがございまして、ちょうど真ん中の件数で見いただきますと最後の欄に156本の債務がぶら下がっているということでございませぬ。

この156本の債務は小田急だけの債務ではございませぬ。例えば財投の借入金の備考を見させていただきますと、平成18年3月に財投借入金として404億円調達をさせていただきます。このうち小田原線の張り付きといったものが6億4,480万円ということでございませぬ。逆に申し上げますと、この404億円のうち小田急の当該区間を含めて合計で42区間ということでございませぬ。ですから、1つの債務に42本の線区がぶら下がっているということで非常に混合債務でございませぬ。

そういうことで、実はここにおきまして債権、債務というのはこのように非常に細かい形で管理をしております、それぞれの事業者ごとにある意味では壁を設けまして、事業者ごとに借りたお金、金利というものを管理いたしまして、その金額、債務残高及び利子をきっちり返していただくということをやっているわけございませぬ。

そのようなことを今やっているわけでごさいます、繰り返してごさいますけれども、機構が借りている債務といったものをきっちり償還するという形で譲渡代金をいただいているところでごさいますので、仮に債権の回収の部分といったところで期限前弁済ですとか、あるいは証券化になったときに穴が空いては困るということでごさいます。

その趣旨を書きましたのが、A3の横長の表の一番右でごさいます。「鉄道建設・運輸施設整備支援機構の機能」ということでごさいますけれども、民鉄線に関しまして譲渡代金のみで債務をすべて償還するというのがこの機構の役割でごさいます。この上記前提が崩れますと、穴が空いてしまいます。穴が空きますと国民負担という議論になってまいります。

では、その期限弁済、債権の証券化ということでごさいますけれども、鉄道運輸機構は左の方からお金が仮に入ってきたといたしましても財投、民間借入の繰上弁済は認められないという場合には返せませんので機構の方で持っていなければならない。そして、約定のとおりの支払期間がきたら返すということでごさいますので、鉄道運輸機構に対する期限弁済の場合であっても債権の元本と本来必要な利子額といったものをすべていただくといったような枠組みでないと今、申し上げました全額回収ということではできないということでごさいます。

また、債権の証券化という議論もごさいます。債権の証券化のときに、債権を売ったということを前提で証券会社から譲渡代金をいただくわけでごさいますけれども、この譲渡代金のほかに債権の証券化でごさいますと証券コストがかかるわけでごさいます。この譲渡代金及び証券コストといったものをすべて収受するということが必要になるということです。これも同じことでごさいます。いただいた代金ですべて債務を償還する。コストも含めて全部賄うということでないで穴が空いてしまうということでごさいます。

3つ目でごさいますけれども、今回のワーキンググループからの質問表の中で機構債を買入償却できないかという御提案がごさいました。これは機構債というものが市場で流通をしているということで、期限前弁済ではなくてもう市場に流通しておりますのでそれを買って買入償却すればいいのではないかという御提案だと思っておりますけれども、現在この機構債におきましては機関投資家が保有しております、満期保有目的で市場には流通してごさいません。ですから、これを買入償却するとした場合には、やはり満期保有の投資家に対しまして元本及び予定した利率といったものを全部支払わなければならないということでごさいます。

このような繰上弁済、債権の証券化、買入償却といったものが実際の民間のマーケットベースで現実にあるのかといったことを考えるときに、私どもも民間の証券会社からいろいろお話を聞きましたけれども、なかなかこれは商品にはならない。つまり、利回りを保証することはできないねということでごさいますので、現実的ではないのではないかとこの御説明を今させていただいたところでごさいます。これが2兆円の債権でごさいます。

次に、下に3つ債権がございまして合計で5兆円でございます。これは、既設新幹線の譲渡代金にかかるものでございます。5兆円につきましては3つの債権に大別されます。1つ目は既設新幹線の建設債務、2つ目は新幹線のリース料の中から清算事業団へ支払うべきものとされた額でございます。国鉄改革当時、新幹線につきましては新幹線鉄道保有機構という承継法人を設けまして、そこがJR3社に対してリースをする。そのリースに對しましてリース料を支払う。そのお金の中から既設新幹線建設に要した借入金を返し、かつ清算事業団の債務について、その一部から返すということが上の2つの箱でございます。

そして、平成3年に至りましてそのリースしていました新幹線につきましてこれを譲渡する。JR3社の資産にするということで譲渡を行いました。そのときに、新幹線の価格をもう一度洗い直しをいたしまして上乘せの1兆円分といったものを新たに譲渡収入としていただくことにしたわけでございます。この譲渡収入に関しましては、上の清算事業団で支払うべきものとされた額と同じようなことございまして、最終的には国鉄年金費用に充当するということでございます。

この国鉄年金費用への充当でございますけれども、真ん中に具体的な数字を書かせていただいておりますが、例えば真ん中の箱の1.2兆円の債権といったものにつきましては金利6.35%で25.5年間で支払うものでございまして、私どもで計算してみますと平成18年度から28年度までの合計で累計で1.7兆円を支払っていただく。

次に1.0兆円、現在の割賦債権残高の一番下でございますけれども、これも6.55%という利率で60年間で支払っていただく。ですから、元利均等というものでございまして、これを毎年724億円、これを63年度までの累計で合計いたしますと3.3兆円です。

この合計の1.7兆円と3.3兆円の合計の5.0兆円といったものがあるわけでございますけれども、このうち一部、平成29年上期までは724億円、一番下の青い箱でございますけれども、これは整備新幹線に充当する。それ以外は平成29年下期から国鉄年金費用に充当する。なぜかと申し上げますと、国鉄年金費用に充当するお金が真ん中の黄色い箱でございますけれども、平成28年度までしか収入がございません。国鉄年金費用の業務というのは63年あるいは70年ということで続くわけでございますので、そのために必要な費用ということで1兆円の債権からのものが平成29年下期から国鉄年金費用に充当する。

そして、この国鉄年金費用に充当されるということを前提に、真ん中の国鉄年金費用に充当の下に平成9年12月財政構造改革会議決定とございますけれども、この譲渡収入が入るということを前提に国鉄の年金費用についてはこの機構ですべて賄う。それ以外の国鉄清算事業団が承継した債務、つまり新幹線以外の鉄道建設したものは一般会計で承継をする。たばこ税の増税という形で賄うという形で住み分けをする。

ある意味ではJRと国民負担との間に機構が立ちまして、それぞれの国民負担、JRの負担といったものを、言葉は悪いですが、隔離したような形でのスキームになっているわけでございます。

鉄道運輸機構が行います新幹線の建設債務の償還、そして国鉄年金費用の財源確保といったものについては、これも上と同様に穴が空いてはならないものがございます。国鉄の長期債務処理という大きな流れの中で、国民負担を求めないということで整理しているわけでございますので穴を空けることはできない。これは上の民鉄線よりももっと重要な政策でございます。

ではこの場合、同じような形で期限前弁済あるいは債権の証券化ができないかということにつきましては上と同じでございます、やはり元本利息といったものをきっちりいただいて債務を償還し、年金費用を支払うということでございますので、繰上弁済あるいは債権の証券化のときにも元利をきっちりいただくといったことが大前提になるだろうということでございます。機構債の買入償却でも同じでございます。このような前提がなければ非常に問題になってしまう。繰り返しでございますけれども、穴が空いてしまうということでございます。

このような割賦債権の性質、特に今まではどちらかといいますと事業者から入ってくるいろいろな入りの部分の議論が中心であったと思うわけでございますけれども、実は機構がやっている重要な役割は真ん中の部分、特に債務の償還あるいは国鉄年金財源の確保による支払いというものでございまして、そのためには民間の金融機関を活用しても、繰り返しでございますけれども、元利がきっちり入るといったことはなかなか現実的ではないのではないかと考えてございます。

そのような問題意識の下で今、御提案されております答申案につきましては債権の早期回収といったものが中心でございますし、債務の償還ということでも不良債権の買入れということでございます。これですと、私が今、御説明申し上げました真ん中の機構がきっちり債務を返すということとはちょっと議論が合わないのかなということでございまして、今、全面削除という意見を出させていただいております。また議論を深めさせていただければと思っております。

駆け足でございましたけれども、10分という御指示でございましたので、以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質疑、御意見その他をお願いいたします。

翁専門委員 この割賦債権が債務と密接に結び付いていて、しかもそれに穴を空けないようにやるのが非常に重要な使命だということはよく理解できたんですが、それではこういう考え方はどうなのかと思うんです。

例えば、ある一定の民間借入と割賦債権というのはリンク、パッケージになっていますね。アセットとライアビリティですが、そういったものをパッケージで分離して、その債権管理自体を民間にオペレーションをゆだねるとか、そういうような考え方はないのでしょうか。例えば、ここがきちんとその穴を空けないようにする。しかし、より安いコストで債権管理のノウハウのある民間はいろいろあると思うんですけれども、そういったとこ

るにパッケージングして民間の借入れと割賦債権をゆだねて債権管理をより効率的に、もちろん穴を空けないということの一つの大きな課題として与えてやるという考え方はないのでしょうか。

櫻井課長 パッケージを分離するというのはどういう仕組みなのか、よくイメージがわからないんですけども、例えば同じ債権債務があって、同じような金利の債権というものの、債権と債務はございますけれども……。

翁専門委員 ディフューゼーションという言い方をするんですけども。

櫻井課長 債権債務ですね。ディフューゼーションに出して、そのときに債権を運用をして債務を返すということだと思いますが、そのディフューゼーションをするときに債権といったものを現金化して一度出して、その現金を基に何か運用をして、その運用の利息と合わせて債務を返済するというのがディフューゼーションの今やっているやり方だと承知しておりますけれども、そのときに今のディフューゼーションの議論は債権に見合う現金ができるかというところだと思います。

特にP線の場合ですと、債権の証券化をしたときには額面割れをされると言われております。額面割れをした上で運用で回そうとしますと、ある意味で追加したお金を出さないとうまく回っていかないというようなことがございます。機構の借入れは低利でございますけれども、やはり国債よりは当然高いわけでございますので、仮にディフューゼーションをしてやる時に債務者というか、事業者の判断の中で自分の返さなければならない債権といったものを外に出して、そして更に運用してくるというような形で民間活用するときに、そのコストを負担することについて民間事業者がそういう意向があるのかどうか。

翁専門委員 SPCとか、そういったところに分離して債権管理を民間にゆだねるという考え方で、より低いコストでやってもらえませんかと手を挙げさせてやるというふうな考え方はないんですか。

櫻井課長 その場合、債権管理といったときに、1つはまず事務コストみたいなもので、これはノウハウもあると思いますけれども、今これについては毎年借換えという形で非常に動態でダイナミックに動いてございます。そのときの借換えの状態でございますけれども、今、機構におきましてはAAフラットという格付けをいただいておりますし、財投からのお金も借換えが必要であるというものです。その意味では、民間事業者というものよりも非常に低コストでやっているというような自負があるわけでございますけれども、SPCにしたときに……。

翁専門委員 そのコストを出させて競わせるとか、そういう考え方というのは……。低いコストでやっていらっしゃるのわかるし、もちろん国だから信用コストは低くなっている部分もあるのは理解できますけれども、よりアセットマネジメントというのは民間の技術もいろいろありますし、特殊な部分があるというのもそちらのやり方はわかるんですけども、オペレーションの部分でそういうことをゆだねるといっていい考え方はないですか。

櫻井課長 ゆだねるというよりも、今まで何回かいろいろ御指摘の中でとにかく情報を開示しろということで今、債権がどれくらい複雑になっているのか。債務というのはどれくらいかというものを出したわけでございますけれども、こういうものをベースに民間の方々はどういうふうに思うのか。

それは一つの議論があるかと思えますけれども、ただ、結局出したときにある意味では事務コストというお話なのか、民間事業者から流れるお金といったものそのものなのか。今お話をしている中でどちらを議論されているのか、私も整理がつかない部分がございますので御教示いただければありがたいのですが、事務を出すということですか。それとも、このすべてということですか。

安念専門委員 両方の考え方があると思います。まず一番わかりやすいというか、そんなに難しく考えなくていいのは事務コストの方ですね。つまり、資金の調達自体は民間が民間の名義でやれば、機構さんがやっておられるよりもコストが高くなるのは当然ですね。国家の信用力を背景にしているわけだからレーティングが高いのは当たり前ですが、そんなばかなことをしてもしょうがない。

ただ、問題はそこで考えられるとすれば、今、事務職員を少なくとも何人かは張り付けてこの債権債務管理をしておられるわけだろうから、その仕事のコストと、それを民間にゆだねた場合のコストがどうであるか。これは、だれが考えても最初に考えつく程度のことです。それはやってみないとわからないことです。今の機構さんの方が安いということであれば、それはそれで構わないわけけれども。

もう一つは、もう少し手が込んでくると、債権もどこかに置き換えるとか、そういう話で、SPCならばSPCに置いてという話になってくるけれども、こちらの方は大分黒帯級の話になってきますね。

前者については差し当たりどんなものですか。なかなかパーキャプターを割り当ていくのは難しいかもしれないけれども、どれくらいのマンパワーでこの債権債務の管理をしておられるのでしょうか。

安藤部長 この譲渡線全体は2兆円ですけれども、これに関しては昨年度実績で管理費として1億9,000万円強と出ています。

安念専門委員 下の方はいかがですか。JRさんの方です。

岡田部長 約7億です。この中には債権の取扱手数料で証券会社に払っているとか、そういう費用も入っております。

安念専門委員 そうか、合わせて10億にもならん金か。

後藤部長 先ほどSPCの御提案がございましたけれども、財投資金を……。

翁専門委員 それは多分、民間借入金とことになると思います。

後藤部長 財投資金はSPCはちょっと出せないものですから。

安念専門委員 そうでしょうね。

翁専門委員 でも、結構民間借入金はありますよね。

安念専門委員 通常のアセットライアビリティマネジメントの考え方とは違うんですね。つまり、機構さんから見て債務をまず決めてかかってから債権の按配を決めたというか、非常にラフな言い方をすればそういう決まり方になっているようにお見受けするのですが、そうなんですか。

櫻井課長 まさにそうでございます。真ん中に債務がございまして、債務者から毎年度支払いがくる。毎年度残債務と書いてございますが、残債務の債務は実際に借りている債務で、金融機関に対する債務でございまして、鉄道事業者と機構の間の債務ではないんです。そこでまた債務というものがどんどん元本だけ、元本プラスかなり利率は変わってまいりますから、その元本と利率といったもののトータルを分割していただく。ですから、それは借換えするごとに毎年変わるということで、本当に債務から全部流れてきているということです。

安念専門委員 債務から債権の組成を逆算しているようなやり方ですね。確かに一般の企業で言うところのアセットマネジメントとはちょっと考え方が違うんですね。

翁専門委員 例えば有形無形のいろいろな資産をお持ちで、その債権管理コスト自体を低減していかなければならないという考え方自体には御賛同いただけますね。

櫻井課長 債権管理と申しましょうか、ある意味では今お話をいただいたように債務から出てくるわけでございますから、債務管理コストの部分をうまく効率化しなければならないと。

翁専門委員 債務から決まるという意味では債務ですけども。

櫻井課長 特に債務の中では前回翁委員からも御指摘がございましたけれども、借換えを前提としたときに当然機構というのは低利コストで調達するというので、それを国民に対する公的なサービスの提供ということでやっているわけでございますけれども、それについてもっと考えることがあるのではないかというお話をいただいております。

機構におきましても、例えば民間からの借入れについては普通は協調融資というような、ある意味では大手の都銀が中心になったわけでございますけれども、それをもう少し地方銀行、私どもの言うシンジケートローンというものを進めています。

安念専門委員 何とか金庫とか固有名詞が入っていないけれども、こんなところから借りているのかなと。

櫻井課長 そういうようなところで、とにかくいかに資金調達コストを下げるか。その中で今、債務管理コストの削減の中にはそういうものが入っているんですが、借換えの額を少なくすればそれだけ債務が減るわけでございますので。

翁専門委員 いろいろなオペレーションをやっておられて、例えば年金とかもそうだと思うのですけれども、共済年金給付の事業というのも担っておられて、こういったところというのは社会保険庁の事務と似たような部分があると思うんですけども、例えばこういった部分についてもオペレーションの部分で民間と比較してコストを削減できないかとか、そういうことも一つの考え方としてあると思うんです。資産処分などはかなりいる

いる民間を使っておられるというふうな話は去年もお伺いしたのですけれども、そういったところなどもオペレーションとしては……。

資産処分はちょっとこことは別の話ですけれども。

安念専門委員 あれは有形のタンジブルな資産ですね。ただ、それはいろいろもちろん御努力をしておられるだろうけれども、年々売却される額というのは、この紙に出ているような何兆円などというものと比べれば微々たるものと言っては失礼ですが、うんと小さい割合のものになるんでしょうね。

小橋部長 先ほどの翁先生の債権管理の部分なので、実は去年この話がやはりこういう場であったものですから何社かに聞いてみたんですけれども、少なくとも銀行などに聞いてもそういったことをやっているところは思い当たらないというのが1点。それから、我が社でやっているものよりも必ずコストは高くなるという意見しか返ってこなかったということ、更に必ずしも順調な会社ばかりではなくて、国土交通省と機構が一緒になっていると支援をしてもらう。地方公共団体も含めて支援をしているところもあるので、そういったことも一緒にやれというのは無理に決まっているので、ではそれと切り離してどうかということをしたときにも、むしろ民間会社の方から、それは結構非効率ですねとか、それを切り離したとしてもさっきの話でなかなかやれませんかという答えしか返ってこなかったという事実はあります。

安念専門委員 P線の方は地方の3セク鉄道みたいなものも含まれているんですか。

櫻井課長 入ってございません。P線は都市の鉄道だけでございます。

安念専門委員 だんだんと考え方はわかってきたような気はするんです。つまり、民間の場合だとリスクのある資産だからこそ今のうちに何かの形で外部化しておいて、手取りを確定したいから証券化とか債権譲渡するわけですけれども、このスキームは違うんですね。リスクは確かにあるけれども、むしろあるからこそ債務の方は決まっているから今のスキームを動かさないという、そんな感じになっていますね。

翁専門委員 逆にもっとオペレーショナルな部分とかで民間にゆだねられる部分で御検討されている点というのはあるんですか。昨年の議論の延長として、民間委託とかですね。

櫻井課長 昨年の議論の延長の中で、もっと機構の技術といったものを活用すべきではないかということがございました。これは、鉄道運輸機構の業務計画を評価いただいている評価分科会でも同じような御指摘をいただいております。ただ、今、機構の方もいろいろな発表の件数ですとか、あるいはやはり博士号を取らなければならないということで、そのような人材育成とかという形で着実に潜在的なパワーは付けておりますけれども、それが一足飛びにビジネスに即つなげるような状況ではございません。ただ、そういう指向で今、機構の中でいろいろなセールス、プレゼン能力、あるいは資格も含めて基礎体力を付けているということは前回の御議論を踏まえましてやっているところでございます。

安念専門委員 恐らくこのA3の紙のスキームを回していくための人員といっても、そ

れは大した数ではないでしょうね。結局計算するのは主たる仕事と、紙の形で債権を出していれば紙を管理するというのか、そのためのある種のサービスフィーみたいなものが必ずかかるとは思うけれども、そうは言ってもパソコンにソフトを入れておけば、ある意味では自動的に計算していくような部分もあるでしょうから、それほどコストではないだろうとは思いますが、先ほど7億円とかおっしゃった事務コストは人件費を含めての計算ですか。

岡田部長 そうです。

安念専門委員 それでやはりフルコストですね。わかりました。

鈴木主査 ほかによろしいですか。

原委員 平成63年までというとな45年間ですね。

櫻井課長 長期債務でございますから。

ただ、それは先ほど申し上げました国鉄の年金費用といったようなもので、これは先ほど業務と申しましたが、支払業務というのは60年の段階でもまだしっかりございますし、そのための費用というのは安定的に入れていかなければならないということでございます。

鈴木主査 私などは、国の債務の圧縮ということを言われているのだから、そういう債権を持っているのだったらその債権を売却して、借金があるでしょう、財投だとか何とか、そういうものに対してこれを返せばよいではないか。そこで計算のつじつまが合わないのか。例えば、財投の繰上償還をするという国を債務をもっと減らすということをやるのが目標ではないかと言っているのだけれども、そこは帳じりが合わないですか。

櫻井課長 多分、繰上償還のときに3つくらい議論が出ます。帳じりが合わないということですね。まず例えば証券化をします。それで得られるコスト、得られるお金で財投の繰上償還の違約金というものを払わなければならないということでもまず回るのか。それは回らないだろう。事業者の期限前弁済といったことについても、事業者が機構に期限前弁済をし、更に機構が期限前弁済をするときに、まず事業者がそういう意向があるのかということもございます。違約金の負担ですね。

更に先ほどの債権の証券化ということになったときに、繰上弁済ですと一対一みたいな形になりますけれども、債権の証券化になりますといろいろな事業者が入ってくる。先ほども見ていただきましたように、それぞれの一本の債務が混合債務になっているということございまして、一対一で返すものと非常に楽なんですけれども、そうでないとほかの事業者の債務に全部当たってしまう。ある意味ではある事業者の債務を別の事業者が肩代わりして返すといったような図式にもなってしまいうわけでございます。そのような今のひも付きの部分というのは非常に堅い壁があると申しましたが、その中で今きっちりやっているということでございます。

あとは繰上償還でございますけれども、更に民間からの期限前弁済ということをやったときに、その瞬間は多分いいと思うのですが、それ以降ですね。つまり、機構はまだこれからずっと借換えをしていかなければならないといったときに、当面期限前弁済で返しま

した。それで、民間金融機関が次の借換えをするときに、今まで10年間で借りてくれると
いていたものが必ず繰上償還がきてしまう。そうすると、彼らの資金ポートフォリオは
崩れますので、必ずプレミアムを要求する。民間の方に聞きましたら、当然それは要求す
るでしょうと。

債権も買入償却するんだったら当然期限前弁済をプレミアムする。そうすると、そのコ
ストが上がってしまうんです。つまり、債権の証券化もそうですし、一事業者の意向だろ
うとすると、その効果というのはほかの事業者が全部影響を受けます。

つまり、まず穴が空いてはいけないということと、ほかの事業者に不利益を及ぼさない
という前提の中で何ができるかといったようなことは私ども非常に真剣に考えたわけで
ございますけれども、今日の議論も踏まえながら引き続き考えていかなければならないと思
っておりますが、なかなか今はっきりとした回答は見つかりません。

大橋専門委員 素人なので瑣末な質問なのですが、証券コストというものについてちょ
っと知りたいので、例えば今日提出していただいた小田急電鉄の債権523億円を仮に証券
化したときの証券コストというのは大ざっぱに言ってどのくらいかかるものなのか。ある
いは、証券コストがどのくらいかかるかを算定する要素としてはどのようなものがあるのか。
そういう点について教えてほしいと思います。

後藤部長 証券化をした場合にどのくらいのコストがかかるのかですが、まず小田急と
私どもは格付けが2ランク違います。私どもはAAフラットでございますして小田急さんが
それより2ランク低いわけでございます。ですから、そういう格付けの低いものを売ると
いうことになりますと、我々が資金調達するよりも、より高い利子を払わないと買って
くれない。より割り引かないと買ってくれないということでございますして、ではどのくらい
割り引かなければいけないかというのはここではすぐに出ませんけれども、人に聞きます
と0.5%くらい金利を上乗せしないと買ってくれないのではないかという人もいますが、
それはよくわかりません。

小橋部長 金融機関に聞いても、証券会社に聞いても、今おっしゃったようなことを幾
らかかるかと聞いても、一概には言えませんというお答えです。

けれども、確実に言えるのはレートが低いので必ず今よりもコストはかかりますとい
うことだけはっております。

大橋専門委員 一つひとつ違うんだらうと思うけれども、ここに今日お出しいただいた
小田急の523億円の債権を仮に証券化するとき、大ざっぱに言えばどのくらいのコスト
がかかり、証券コストというものがかかるのかというのが私の質問の趣旨なんです。

小橋部長 それは一概には言えないというのが返ってくる答えなんです。何社にも聞き
ましたけれども、皆さん同じことを言いますから、我々も当然聞かれるだろうと思ってそ
れを知りたいと思ったのですけれども、答えは出てこなかったということです。

安念専門委員 それは、お客さんに買ってもらうまでは結局わかりませんと言うでしょ
うね。

小橋部長 ただし、繰り返しになりますけれども、レートが低いので確実に金利を上乗せしないとイケませんということです。

安念専門委員 それはわかります。20、30 は高くなりますね。その点はわかりました。

鈴木主査 JRの方は国鉄改革だとか、たばこ税だとか、いろいろなものが混じり合っ
て、しかも用途もいわゆる過去債務ですね、年金だとか、いささか政治がかかった整備新幹
線みたいなものまで入っていてなかなか複雑な仕組みだということはわかるけれども、上
の方の部分についてもう少し単純に物を言ったら、要するに債権をたくさん持っているの
だから、その債権を売却してお金を手に入れる。そして、財投を返してしまえ。財投は財
投の先に返してしまえばよい、そうすると国の債務は減る。その帳じりが合うようなやり
方というのは何かあるはずではないかということなのですが、それはありませんと言われ
てしまうとどうにもならないですね。

小橋部長 少なくとも財投につきましては先ほど財務課長が言いましたように、補償金
をどうするのか。その部分は必ずプラスのコストになりますので。

鈴木主査 それは約束で何十年ということをやった以上は、その何十年を無視して途中
から契約をやめて明日からさようならというわけにはいかないということはわかりますが、
アーリーペイメントというのか、返済をした場合には現在価値でもってやることをやって、
そのアーリーペイメント自体をいけないというのはいかがかという感じがする。

それから、財投がそれにこだわるのだったら我々の方は財投に対してどうして国の借金
を積極的に減らす態度を取らないのだということ物を申すべき立場にあるわけですね。

櫻井課長 まさにそのアーリーペイメントでございますけれども、結局こちらの鉄道事
業者の方がそういうことをやるメリットがあると思うのか、あるいは債権の証券化がビジ
ネスとして成立するかということだと思っておりますが、まず債権の証券化につきましては1つ
は今お話がありましたように手取金が低くなってしまいうということでも必ず穴が空いてしま
うということもございますし、仮に債権を証券化される事業者のことを考えますと、例え
ば小田急の資金調達機構がやっているわけでございます。そうすると、小田急に対する
割賦債権を証券化したときに、小田急クレジットのボンドという形で市場に流通をしてい
くということです。

そうしますと今、小田急が発行している自分の名前の社債があるわけですが、小田急の
市場によるクレジットラインが幾らということを見ている中で、今まで機構の中で隠れて
いた小田急のクレジットの社債がボンと出てきてしまう。そうしますと、これは自分たち
の社債の発行に影響を与えるから、そういうような証券の発行はやめてくれと、まず事業
者が言う。そういうような問題ですね。

つまり、返す方もございますけれども、出す側についてどういう場合に先ほど申し上げ
ました鉄道事業者に不利益を生じないで今、鈴木主査からお話が出ましたものが組めるの
か。今日は何ができるということとは言えないわけでございますけれども、そういうように
いろいろな問題が複雑だと。

鈴木主査 我々も1日かかって勉強したはずなのだけれども、翁さんどうですか。あなたから上手に、こうやればできるではないか、何を言うかと言っていただければ。

翁専門委員 このスキーム自体がなかなかアセットとライアビリティの関係において崩しにくいというのはわかりましたし、コストが上がるようなことをしないということもそのとおりだと思うんですけれども、一方で本当にこれだけ巨額のキャッシュフローがこの機構の中にあるということ自体、やはり行政改革の観点から考えて、例えばオペレーショナルコストを削減するとか、またはもう少しディスクローズするとか、非常に大きな債権なので、クレジットの問題が出てくるとあれなのかもしれませんけれども、何らかの形でアセットを縮小またはオペレーショナルコストを削減するというようなことで、より資本市場と親和的なやり方が考えられないかとはまだちょっと思うんですが、非常に巨額なので。

鈴木主査 櫻井課長、そういう形で知恵を絞ってください。

翁専門委員 ここの仕組みで、特に国鉄のところが非常に難しいということもよくわかるんですけれども。

櫻井課長 先ほど申し上げました大前提でございますね。まさにこのライアビリティ中心なものですから、これはきちんとやらなければならないということです。あとは、やはり鉄道事業者ですが、それに対して不利益を被らせることはできない中で何ができるのか。非常に時間がかかるかもしれませんけれども、今日の御議論もいただきましたので。

ただ、本当に私も説明をさせていただきまして、先生方からもなかなか難しいなという言葉をいただいたわけでございますけれども、引き続き何ができるか、またどれぐらい時間がかかるのか、そういうタイムスケジュールもですね。

鈴木主査 業務の効率化という問題も含めてですね。

櫻井課長 あとは特に民間鉄道事業者の意向もございますので、我々が制度をつくってもうまく回らないと何をやったんだという話になりますし。

鈴木主査 そちら辺を勉強して、お互いでもう一回詰め合いましょう。それでは、どうも御苦労様でした。

(3) 労働政策研究・研修機構

鈴木主査 それでは、厚生労働省から労働政策研究・研修機構についてお話を伺いたいと思います。時間としては約50分で、17時15分までには終えたいと思っておりますので、最初に説明を10分ほどしていただいて、残りの時間は質疑及び意見交換にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。追加質問についての御回答も合わせてお願いいいたしたいと思っております。どうぞ。

川口参事官 いただきました答申原案につきまして、文言の整理のような意見も出しておりますけれども、ポイントとなる意見につきましては5行目で、「その他の研究について

は、大学・民間機関等への外部委託を進めるべきである」という原案でございます。

ここにつきまして、私どもの考え方といたしましては、そもそもこの機構が行います研究はプロジェクト研究あるいは厚生労働省からの要請研究の中で緊急性、重要性の高い新たな政策課題に関する研究に重点化するという考え方でございまして、そのような研究に集中する。したがって、その他の研究については外部委託というよりは、そもそもその機構が行う研究としては廃止するという考え方でございます。廃止するわけですので、外部委託ということは出てこないという考え方でございます。このような方向で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会ともそういう形で議論をしているところでございます。

その他の点につきましては、先ほど申し上げましたようにおおむね文言の整理ということでございます。研究者につきまして、過去の業績を評価することによって公募で選定する仕組みを導入すべしという話をいただいておりますけれども、そのようなことをやっていきたいと考えております。

ただ、応募者の客観指標というのはなかなかどういう指標をつくったらいいのか、イメージし難いところかございますので、過去の業績を的確に評価することによって公募による選定というものを導入していこうという考え方でございます。

主な意見はこのようなところでございます。

鈴木主査 ありがとうございます。

原委員 考え方としてはすっきり整理をなさって、廃止をするので外部委託研究はなしということで示されたのですが、具体的にはその他の研究で廃止するものはどういったものを今、考えていらっしゃる、どれくらいの割合のものをお考えですか。

川口参事官 割的には今、財政当局と予算の調整も並行的に進めているところでございますので確定的なことは申し上げられないのですが、私どもの考え方としてはおおむね2割ほどの研究を廃止する。削減するという考え方でございます。

草刈副主査 この改善という話と離れて非常に根っこの話なんですけれども、労働保険特会というものです。それで、37億のうち32億は特会です。それで、これは去年の12月の閣議決定で行政改革の重要方針というものが出ているんですけれども、要するに原則として純粋な保険給付事業に限って本特別会計を見て処理するとなっているわけです。

それで、この特会についてはほかにもいわゆる雇用保険3事業とか、いろいろな問題もあるわけですが、これについてはもう明確にそのように書いてあるんです。そうすると、国会からこれを支出するというのはそもそもやってはいけないのではないかと。そこはどう考えておられるんですか。もしやるんだしたら一般会計でやるべき種類のものではないんですか。

川口参事官 この機構が行う研究は政策研究ということでございまして、この案文中でも書いてございますように、政策の企画立案に資する研究を行うということでございます。したがって、その根っことなる政策が特別会計にふさわしいものであるかどうか

ということがポイントでありまして、いわば研究はその政策に付随するものでありますので、特別会計で行う政策というものがある以上、その企画立案に資する研究というものは必要だと考えております。

草刈副主査 そちらでお考えになるのはいいんだけども、客観的に見て研究とかそういう研修(?)ですね。これがいわゆる特会で処理されていると、こういうものが書いてあるのは非常に問題ではないかと思うんです。

さっきも申し上げたように、雇用保険3事業も含めて極めていろいろな問題があるのでこういう書き方を明快にしていると思うので、果たしてこれが特別会計で継続的にやっているかどうかというのはかなり疑問だという気が私どもはするんです。研究は政策に資するからというようなことを言うと、あらゆるものがそういうふうになってくる可能性もあるし、これは根っこの話なので非常に大きいですけども、それはだれがジャッジするんですか。

川口参事官 労働政策審議会の中で雇用保険部会や労災保険部会といった、雇用保険を調査審議する場、それから労災保険を調査審議する場がございますが、その中で説明してきております。草刈副主査 労政審もいいけれども、実際には保険料を払う方には当然何か言う権利はあるわけですね。

川口参事官 もちろん審議会だけではなくて審議会の前段階といたしまして雇用保険3事業、それから労働福祉事業につきましては事業主側の負担ですので、事業主の方だけが集まりました懇談会の場がございますして、その場でも説明し、意見をいただいております。

したがいまして、今まで行ってきた研究を当然ながらそっくりそのまま特別会計として維持するということではございませんでして、特別会計で行う政策がどういうものかということがはっきりし、そしてその政策にどういう形で貢献し、寄与し、企画立案に資する研究であるかということが明らかになるものについて特別会計で行うということでございます。

草刈副主査 要するに、一般会計でやっていこうというのならばわかるんだけども、とにかく企業側としてはエキストラ(?)に何%、今は8%くらいでしょうか。比率から言うと12対18くらいでしょう。雇用保険3事業というのはそうですね。それで、これは独立会計ですけども、そういうものはできるだけ節減したいわけですから、そういう意味で本当にこれが特別会計を活用すべきものであるとはとても思えないんです。だから、やるならば一般会計でやるべきではないかというのが常識だと思うんですが、そのところはどうするんでしょう。

安念専門委員 金の出どころもそうだけれども、別のことでいいですか。

役所が調査研究をしなければならない。もし自分でやらないならばどこか外にでも調べさせて調査研究をとにかくしなければならない。これは当たり前のお話ですね。それは少なくとも先進国の役所ならば皆やっていることです。

ただ、この資料にもいただいているんだけども、テーマ一覧はあるんですが、例えば

ナンバー 3 で変動を除去する新計算方法の適用可能性を分析とかあって、では政策研究の
どういう貢献をし、コントリビューションしましたかという、本研究成果の提案に基づ
いて何とか統計について平成 18 年 1 月の発表分から新しい季節調整方式を導入と、それは
それで結構なんです、こういうものを始めずっと研究のテーマだけこうやって拝見する
と、私などがよくコンサルで出している紙と基本的には変わらないんじゃないかなという
気がするんです。

何を言いたいかというと、調査研究に一般会計からか、特会からかはともかくとして、
金を出さなければならぬこと自体はわかるんですが、こういうふうに独法なり、あるい
は直営なりでやらなければいけないような性質のものなのであるかと私は強く疑問に思
うんです。つまり、こういうテーマについての調査研究能力は、いろいろコンサルや大学
もあって、そういうところに発注なされれば十分じゃないかと私は思うんですが、どう
してそういうふうに内政(?)しなければならないんでしょうか。

川口参事官 冒頭に申し上げましたように見直しを行いますので、ここに挙げているも
のをすべて維持するわけではございません。この中で精査をいたします。

その精査の考え方といたしましては、幅広い知識、経験というものを総合的に活用する
ことが必要な研究と、それからまた研究の前提として調査を行うわけですけれども、単純
な統計調査ではなくて複雑かつ精緻な、またこれまでの経験、ノウハウを生かしたような
調査を前提とした研究に重点化していくという考え方でございます。

したがって、当然ながら独法ではない民間でできる研究についてはそちらにお願い
するというところでございます。

草刈副主査 なぜ労働の問題だけ自分でやらなければいけないのか。シンクタンクとか、
そういうところに発注すれば済む話が大半であるはずで、何で労働問題だけ特別扱いにな
るのかということが 1 つです。だから、そんなことはやらないで全部外部委託で外部に出
してしまえばいいじゃないかということが 1 つ。

それから、研修の問題も何で外に出してやるのか。これは見ると 1 つか 2 つだけです。
司法研修所はそれなりの意味があると思うんです。だけど、労働の研修をするのにどうし
て外に出してあんな大げさな機構をつくってやらなければいけないのか。普通は皆、中で
やりますね。ほかの省庁もそうやっているし、民間だって自分のところの仕事をするんだ
ったら自分のところで研修をさせるというのが常識論で、外に出して何でこんなことをや
らなければいけないのか全くわからないんです。

だから、2 つの点で全部やめてしまえばいいじゃないかというのが私の感じなんです。

川口参事官 1 点御理解いただきたいのは、労働問題だけというお話がございましたが、
そこは違っておりまして、どの役所にも政策研究機関というものがあるわけございまして、
それは施設等機関という国の直営という形でやっている役所と独立行政法人という形態
を取っている役所があるわけございまして、確かに独立行政法人の形態を取っている
役所の方が数が少ないことは事実でありますけれども、それ以外の役所はむしろ直営、公

務員身分という形でやっているということでございます。

研修につきましても同様でありまして、研修になりますと更に独法という形でやっているところは少ないわけでありまして、それ以外の役所は施設等機関、公務員身分という形で研修を行っているわけでありまして。私ども労働行政の場合も、研修の部分についてはかつては公務員身分で施設等機関でやっていたわけでありまして、研究機関と統合した方がスリム化も図れるし、研究と研修の相乗効果も図れるであろうということで外へ出しまして、非公務員化して研究機関と統合したという経緯でございます。

鈴木主査 「どの役所」というのは全省庁という意味ですか。

川口参事官 完全に全省庁と申し上げられるかどうかはあれなのですが、ほぼすべての役所ということございまして、その一覧につきましては前回資料として提出させていただいております。

草刈副主査 それでさっきの話に戻るんだけど、今おっしゃったような研究と研修を特別会計で賄っているところは全然ないはずですよ。これは、自分のコストで自分でやっているわけでしょう。ということは、当然一般会計でやっているわけですね。だから、それははなはだしくおかしいということです。

川口参事官 どの会計でやっているかということについては、その会計の目的、それから先ほども申し上げましたように政策研究機関でありますので、政策がどういう形の会計で行われているかということに依存しているものだと思っております。

草刈副主査 会計の問題はまたこちらで問題提起するつもりですけども、うまうまと特別会計でやっていて、もし一般会計だったらいろいろとせいちゅうが入るものを非常にぬくぬくとやっているということで、払っている方はたまらないというのが我々の気持ちです。

川口参事官 1点反論させていただきますと、施設等機関でやっている場合はなかなかそれ自体での会計というものが明らかでない。公表されていないわけでありまして、独立行政法人という形態をとっていることによりまして予算、決算、財務諸表というものをすべて公表いたしております。その中で、第1期の期間におきましても相当な額の効率化、費用の削減を行ってきておりまして、決してぬくぬくとやっているわけではないという点は御理解いただきたいと思えます。

草刈副主査 37億も特別会計で使う価値があるのかということに大変大きな疑問を持たざるを得ないということは言っておきます。

鈴木主査 他の省庁で同じような特会を利用してやっている研修あるいは研究機関というものはありますか。

川口参事官 会計を全部調べないといけませんのでなかなかわからないかと思えますし、また特別会計のそれぞれの性格が違いますので何とも比較のしようがないのではないかという気がいたします。

鈴木主査 むしろ複数の特別会計からお金が入ってくるわけですか。

川口参事官 労働保険特別会計です。

大橋専門委員 ちょっと角度の違う話で、参事官が話していたようにこの労働政策研究・研修機構というのは各省の研究機関と比べてユニークな点は、独法でやっているというところだと思うんです。

私が聞きたい質問は、独法でこういう研究をやっていることによるメリットとありますが、そういうものは発揮されているのかどうか。先ほどおっしゃったように、確かに独法でやることによってその予算とか決算とか、そういう財務内容などというものが通常の家行政組織法上の附属機関でやっているものに比べて、よりオープンだというメリットは私は認めているのですが、それ以外にその研究内容のやり方だとか、あるいは成果だとか、そういう点で独法でやることによるメリットというのは発揮されているのかどうか私は常々疑問に思っておりまして、だから附属機関でやれというつもりはないのですが、その辺について御意見なり事実関係があったら教えていただきしたいと思います。

川口参事官 研究内容につきましては、まさに独立行政法人という国との微妙な距離感を持った組織であるという特徴を生かしてやってもらっているわけでありまして、国からは中期目標という形で一定の関与はできるけれども、その研究の内容、手法までについては立ち入って関与ができないというところで、自主性というものを発揮してもらっているわけでございます。

と申しますと非常に抽象的になってしまいますので、例えば今問題になっている若年者の問題、フリーターやニートといった問題につきまして、私ども行政官が問題提起するよりも前にこの研究機関、JILPTの側で問題を提起してもらったという例がございます。このように、先取的に課題を発掘して問題提起してもらうところがまさに独立行政法人という形態を取っていることのメリットではないかと思っております。

安念専門委員 それならば、全く民間に出してしまった方がもっといいんじゃないですか。

川口参事官 そこは微妙な距離感と先ほど申し上げましたけれども、一定の範囲では国からの関与が必要で、こういう問題について研究してもらいたいという形で国が関与する。それが政策研究機関ということの意味だろうと思えます。

安念専門委員 それはまるっきり民間だってできるんですよ。さっきも言ったけれども、研究テーマだって、それから研究者の方もなかなか御立派な方々であるようにお見受けするが、しかしこの論文の書きぶりなどを見ても、これは普通のリサーチャーというか、学者というか、要するに普通の研究者のスタイルですね。そうだとすると、まるっきり民間にしてしまった方が、政策的目的とおっしゃるものにより一層かなうのではないかと私は思います。

川口参事官 民間でできるものは民間でやっていただくということは当然なわけでありましてけれども、緊急性、重要性の高いものについてはこれまでの知識、経験、ノウハウを生かしてJILPTでやっていただく。

安念専門委員 ましてや民間の人に頼めばいいじゃないですか。緊急にやれよ、その代わり3割増しだからなと言えれば民間はやりますよ。

川口参事官 民間でできるものについては民間でやってもらうということでありまして。この機構では複雑な調査をやっているという経験がありますので、そういう経験を生かした研究をやってもらうということでございます。

安念専門委員 複雑な研究は別に民間に行っても役に立つんだから、全くプライバタイズしてもちっとも困らないんです。それは準公務員みたいな身分でないと保持できないという機能ではないんですから、民間人だったら民間で活躍なされればいいわけで、そういう人に発注なされればいいんです。

川口参事官 一つ、この機構は公務員身分ではございませんので。

安念専門委員 それはよく存じ上げています。だから、その方がいいじゃないですか。つまり、今おっしゃったような複雑で大規模な研究ができるというのは、それはそれでどこに行っても通用するノウハウというか、能力なんです。だから、別にこの機構におられる必要はないんです。民間のシンクタンクなり大学なり、そういうところにおられて、そちらの方でそれができる人間のリストをわっと抱えておいて、緊急性があるというならば緊急性のある研究だからやれと言って発注なされればいいことであって、こういう箱物を持っておられる必然性はどこにもないと私は思うんです。

川口参事官 研究機関としてのノウハウの蓄積、それから労働法、労働経済、社会学、いろいろな分野の研究者に集まってもらっていますので、そういう方々の総合力、チームを組んで研究を行ってもらうということに特徴があるということと考えてございます。

安念専門委員 チームを組むことは民間にもできます。理科系の研究は皆そうやっているんです。

川口参事官 労働問題の実態をちゃんと知ろうと、政策の前提としては現実の労働現場がどうなっているのかをしっかりと知らないといけなわけです。大体、私どもの調査研究の場合にはそういう実態調査から始まるわけなのですが、実態を調査するために例えばアンケート調査をするんですけれども、アンケート調査というのは今、労働現場がこれまでどんな状況だったのかとか、あるいはどんな政策だったのかとか、ある程度基礎知識がないとアンケートの調査項目自体も起こせないんです。

そういう点で言うと、例えば今、非常に個別労使紛争というものが増えています、これの背景調査などにしても、実際にこれまで労働現場がどんな問題を抱えているのかというある程度の土地勘みたいなものがないと、それを解明するためのアンケート調査をやるにしても調査項目自体を起こせないんです。そういう点で、ある意味で労働問題に特化した専門的なノウハウとか知見がないときちんとした調査研究ができないんです。

安念専門委員 100%そうなんです。しかし、そのことと箱物がなければいけないということとは論理的には何の関係もないということを指摘しているわけです。

川口参事官 箱物というのではなくて、人の問題なんです。研究者の中にそういう専門

的な知見が蓄積していないとだめなんです。それが集約した組織がないと、私は無理だと思います。

安念専門委員 どうして無理だと思われるんですか。科学技術系の研究というのは皆チームを組んでやっているんですよ。でも、だからと言って国が箱物をつくって、ここに集約しなければならないなどという研究分野はまずありません。同じことです。

川口参事官 チームを組んでやるにしても、例えばぼんと民間に丸投げしてやってくださいと言っても、ではどういうチームの組み方をすればいいのか、どんなところに頼めばいいのか、その設定自体も、もし労働省単独でやろうと思えば細かいところまですべてそれを設計していかないといけないわけです。だから、ある程度知見のあるところにプロジェクト研究みたいなものを頼んでやるしかないんだろうと思います。

安念専門委員 それで、なぜ機構というものが存在していなければいけないのかが私にはわからないんです。それは知見があればいいわけでしょう。知見のある人が必要だったら全くそのとおりです。

川口参事官 知見の集積が必要なんです。

安念専門委員 集積できます。学者というのは専門分野は非常に狭いんですから、土地勘などはすぐわかります。それはそういうものです。それもわからない人はそもそも研究なんかできないんだから、どうということはありません。研究というのは個人の技量なんです。

川口参事官 個人の技量の集積、蓄積だと思っております。

安念専門委員 何度も言うけれども、理科系の研究というのは国で囲い込んでこの中でないとできませんなどという研究はありません。

川口参事官 ただ、そうは言いましても冒頭に申し上げましたように、やはりどこの役所でも政策研究機関というのは必要としているわけでありまして。

安念専門委員 政策研究機能が必要なので、機関が必要だということではありません。

川口参事官 現実にあるわけでございまして。

安念専門委員 それは多分、誤って存在しているんだと私は思います。確信して言います。それは全部誤っているんです。

草刈副主査 私はそれに関係しているけれども、運輸省なんて何もありませんよ。

鈴木主査 では、ほかによろしいですか。

それでは、修正文言についてはざっと目を通しましたけれども、ほとんど大丈夫ではないかという感じもしますが、意見がありましたら後ほど事務の方から連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

どうも今日は御苦勞様でした。